

県立広島大学学長選考会議規程

令和4年 月 日
法人規程第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県公立大学法人定款（平成19年3月22日制定。以下「定款」という。）第11条第2項に規定する県立広島大学に置く学長選考会議（以下単に「学長選考会議」という。）の運営等に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 学長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事
- (2) 学長の任期に関する事
- (3) 学長の解任に関する事
- (4) その他学長選考会議の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 学長選考会議は、定款第11条第5項及び第6項に規定する者をもって構成する。

- 2 学長選考会議の委員（以下「委員」という。）が欠員となった場合は、速やかに補欠の委員を選任しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。

- 2 委員が学長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 学長選考会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第7条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

- 2 学長選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 3 過半数で決しなかった場合は、議長が議決方法を学長選考会議に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 学長選考会議が必要と認めるときは、学長選考会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 学長選考会議は公開しないものとする。

(議事録)

第10条 議長は、学長選考会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 学長選考会議の庶務は、本部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

県立広島大学学長選考規程

令和4年 月 日
法人規程第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県公立大学法人定款（平成19年3月22日制定。以下「定款」という。）第11条第9項及び第13条第2項の規定に基づき、県立広島大学の学長（以下「学長」という。）の候補者（以下「学長候補者」という。）の選考、学長の任期及び解任手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 県立広島大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠員となったとき
- (4) 学長が解任されたとき

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の3月前までに行い、同項第2号から第4号までに該当する場合は、速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考しなければならない。

(選考対象者の推薦)

第4条 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 経営審議会又は教育研究審議会の委員（学長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）から、学長選考会議に対して、書面により推薦された者
- (2) 広島県公立大学法人職員就業規則（平成19年法人規程第52号）第2条に規定する職員（学長選考会議の委員である職員を除く。以下「職員」という。）15名以上から、学長選考会議に対して、書面により推薦された者

2 前項各号の規定により推薦を行う者は、選考対象者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを選考対象者として推薦できないものとする。

(選考方法)

第5条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された選考対象者に対し、選考対象者となることの意味を確認するとともに、学長に就任した場合の所信の提出を求めるほか、必要な事項の確認を行う。

2 学長選考会議は、学長候補者の選考の参考とするため、審議会委員（選考対象者の推薦者となった者を除く。）に意見を求めるものとする。この場合において、審議会委員は、学長候補者の選考に関して意見があるときは、書面により提出するものとする。

3 学長選考会議は、選考対象者について、書類による審査の後、必要に応じ面接により審査し、最終的に1人を学長候補者として選考する。

4 学長選考会議は、選考の結果を、速やかに広島県公立大学法人の理事長（以下「理事長」という。）又はその代理者に報告するとともに公表するものとする。

（任期）

第6条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。

2 学長が任期の途中で欠けた場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その残任期間が2年を超えないときは、本残任期間に2年を加えた期間とする。

（解任の申出）

第7条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長に対して学長の解任を申し出ることができる。

（1） 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

（2） 職務上の義務違反があると認められるとき

（3） 職務の執行が適当でないため、大学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとして認められるとき

（4） 前3号に掲げるもののほか、学長たるに不適当であると認められるとき

（解任請求等）

第8条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には学長の解任について審議を行わなければならない。

（1） 経営審議会又は教育研究審議会が、学長の解任請求を議決し、学長選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき

（2） 学長選考会議が前条各号に該当する恐れがあると認めたとき

（3） 職員の3分の1以上に当たる者が、学長選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき

2 学長選考会議は、第1項の審議を行うに際して、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 学長選考会議は、審議の結果を、速やかに学長に通知するとともに、公表するものとする。

4 学長選考会議は、審議の結果、解任の申出をすることを議決したときは、速やかに学長の解任を理事長に申し出るものとする。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経なければならない。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考、学長の任期及び解任手続等に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

県立広島大学学長選考規程施行細則

令和4年 月 日
法人細則第 号

(趣旨)

第1条 この細則は、県立広島大学学長選考規定（以下「選考規程」という。）第10条の規定に基づき、学長候補者の選考の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の公示)

第2条 県立広島大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、選考規程第2条第1項各号のいずれかに該当するときは、選考対象者の推薦の期間及び方法その他必要な事項を決定し、学長候補者の選考について公示するものとする。

(選考対象者の推薦)

第3条 選考規程第4条の規定による選考対象者の推薦は、本人の同意を得た上で、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める書類を提出することにより行う。

- (1) 選考規程第4条第1項第1号の審議会委員 推薦書（別紙様式1）
- (2) 選考規程第4条第1項第2号の職員 推薦書（別紙様式2の1）及び推薦者名簿（別紙様式2の2）

2 前項の推薦には、被推薦者の同意書（別紙様式3）を添付する。

3 第1項の推薦の状況（被推薦者、推薦者、推薦代表者、推薦者数及び推薦書受領日をいう。）については、速やかに公表するものとする。

4 推薦書（別紙様式1及び別紙様式2の1）については、これを公表するものとする。

(所信等の提出及び公表)

第4条 選考規程第5条第1項に規定する学長に就任した場合の所信の提出は、所信表明書（別紙様式4）により行う。

2 前項の所信の提出には、選考対象者の履歴書（別紙様式5）を添付する。

3 前2項の所信表明書及び履歴書については、これを公表するものとする。

(選考対象者の辞退)

第5条 選考対象者は、所信を提出した後に選考対象者を辞退する場合は、辞退届（別紙様式6）を提出しなければならない。

2 前項の辞退の申出があった場合は、速やかに辞退者及び辞退届受領日を公表するものとする。

(審議会委員からの意見聴取)

第6条 選考規程第5条第2項に規定する審議会委員からの意見の提出は、意見書（別紙様式7）により行うものとする。

2 前項の意見書の提出の状況（意見提出者及び意見書受領日をいう。）は、これを公表するものとする。

(解任請求等)

第7条 選考規程第8条第1項第3号の規定による解任請求は、解任請求書（別紙様式8の1及び8の2）の提出により行うものとする。

2 前項の解任請求の状況（解任請求代表者，解任請求者数及び解任請求書受領日をいう。）及び解任請求書（解任請求者名簿（別紙様式8の2）を除く。）は，これを公表するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 この細則に基づき提出された資料の公表に当たっては，サイン及び印影並びに住所等の個人情報の保護に配慮するものとする。

（雑則）

第9条 この細則に定めるもののほか，学長候補者の選考の実施に関し必要な事項は，学長選考会議が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この細則は，令和4年 月 日から施行する。

推 薦 書

年 月 日

県立広島大学学長選考会議議長 様

推薦者

審議会委員

氏 名

㊞

私は、本人の同意を得て、次の者を県立広島大学学長候補者の選考対象者として推薦します。

(ふりがな) 氏 名	
現職名又は最終職名	
推薦理由	

※推薦理由には、人格、学識、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力、法人の経営管理能力について400字程度で記載してください。

※学長候補者選考の過程で、この推薦書は公表されます。

推 薦 書

年 月 日

県立広島大学学長選考会議議長 様

推薦代表者
学部等・職名

氏 名

印

私は、本人の同意を得て、次の者を県立広島大学学長候補者の選考対象者として推薦します。

(ふりがな) 氏 名	
現職名又は最終職名	
推薦理由	

※推薦理由には、人格、学識、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力、法人の経営管理能力について400字程度で記載してください。

※推薦書には、推薦代表者を含め15名以上の推薦者の自署による推薦者名簿（別紙様式2の2）を添付してください。

※学長候補者選考の過程で、この推薦書（推薦者名簿を除く。）は公表されます。

別紙様式3

同 意 書

県立広島大学学長選考会議議長 様

県立広島大学学長候補者の選考対象者として推薦されることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

別紙様式4（表面）

所 信 表 明 書

県立広島大学学長選考会議議長 様

県立広島大学学長候補者の選考対象者となるに当たり，次のとおり所信を表明します。

年 月 日

氏 名

㊟

別紙様式4（裏面）

※所信には，県立広島大学の将来ビジョン及び教育，研究，地域貢献，経営管理の基本方針について，3，000字程度以内で記載してください。

※用紙はA4版（縦）とし，ワープロ等で横書きしてください。

※学長候補者選考の過程で，この所信表明書は公表されます。

別紙様式5（表面）

履 歴 書

(ふり) 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	〒		

学 歴	
年 月	事 項
学 位 ・ 免 許 ・ 資 格	
年 月	事 項
職 歴	
年 月	事 項

別紙様式5（裏面）

主な教育研究業績（5件以内）	
年 月	事 項
学会・社会における活動等	
年 月	事 項
賞 罰	
年 月	事 項
その他特記すべき事項	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日 氏 名	
	

※学長候補者選考の過程で、この履歴書は公表されます。

別紙様式 5 (注意事項)

【履歴書記載上の注意事項】

- 1 学歴欄
大学学部入学以降の学歴を記入
- 2 学位・免許・資格欄
学位（授与大学名）及び免許（登録番号）や資格を記入
- 3 職歴欄
主な職歴を記入
- 4 主な教育研究業績欄
教育研究業績のうちから，主なものを 5 件以内で記入
- 5 学会・社会における活動等欄
 - (1) 所属する主な学会名のほか，そこにおける役職名（会長・評議員等）とその期間を記入
 - (2) 国際誌，国内誌の学術編集員等名を記入
 - (3) 公的機関等における主な審議会委員等の経歴があれば記入
 - (4) その他参考となる事項を記入
- 6 賞罰欄
学会賞等の受賞について記入
- 7 その他特記すべき事項
上記以外で特に伝えるべきことについて記入

※ 記入欄については，必要に応じ調整してください。

別紙様式6

辞 退 届

県立広島大学学長選考会議議長 様

このたび、県立広島大学学長候補者の選考対象者として推薦されましたが、選考対象者となることを辞退します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

別紙様式 7

意 見 書

県立広島大学学長選考会議議長 様

県立広島大学学長候補者の選考に係る意見については、次のとおりです。

年 月 日

審議会委員

氏 名

㊞

※学長候補者の選考に係る意見を400字程度で記述してください。

解 任 請 求 書

年 月 日

県立広島大学学長選考会議議長 様

代表者
学部等・職名

氏 名

印

私達は、次の理由により、県立広島大学学長〇〇〇〇の解任を請求します。

解任請求理由

※解任請求理由について400字程度で記載してください。

※解任請求書には、代表者を含め職員（広島県公立大学法人職員就業規則第2条に規定する職員）の3分の1以上の解任請求者の自署による解任請求者名簿（別紙様式8の2）を添付してください。

※学長解任審議の過程で、この解任請求書（解任請求者名簿を除く。）は公表されます。

